

# 神奈川県内における裁判員制度に関するよくある質問

裁判員制度は、平成21年5月21日にスタートしました。神奈川県内の裁判員裁判では、平成29年12月までの間に、575人へ判決が言い渡されました。

県民のみなさまのご協力に深く感謝いたします。

ここでは、横浜地裁本庁及び小田原支部（以下、横浜地裁）における裁判員制度の実施状況（統計データ、裁判員等経験者アンケート結果）に基づいて、よくある質問にお答えいたします。

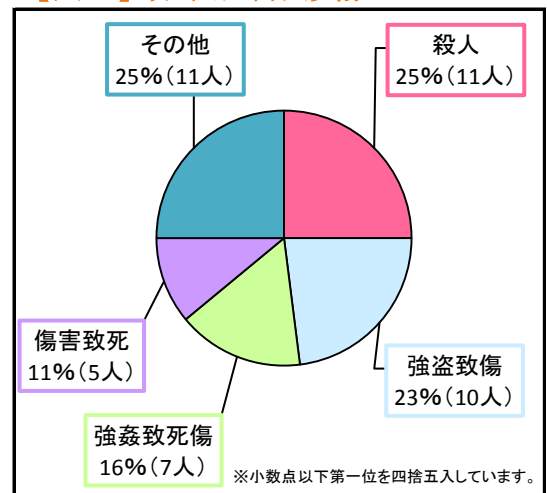
## 1 どんな事件の裁判をするのですか？

裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、例えば、殺人罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪、危険運転致死罪などがあります。

すべての刑事事件に裁判員制度を導入すると国民のみなさんの負担が大きくなるため、国民のみなさんの意見を取り入れるのにふさわしい、国民の関心の高い重大な犯罪に限って裁判員裁判を行っています。

横浜地裁では、平成29年1月から12月までに行われた裁判員裁判における判決人員（44人）の内訳を罪名別でみると、【図1】のとおりになっています。

【図1】 罪名別判決員数



## 2 裁判員に選ばれる確率はどのくらいですか？

1事件あたりの平均で見ると、裁判員候補者として約82人の方に「裁判員等選任手続期日のお知らせ」を発送していますが、このうち50%の方は、実際に裁判所にお越しただく前に辞退が認められています。また、裁判所で行われる選任手続期日当日には約28人の方にお越しただき、この中からくじで6人の裁判員（※）が選ばれました。

※ 事件によっては、裁判員6名の他に、数名の補充裁判員を選ぶことがあります。



### ■裁判員経験者の声■

- 適宜、誘導をして下さったので、戸惑うことはなかった。質問も最低限必要な質問だったと思う。
- 進行については分かり易く、全く心配することがなかった。
- とても丁寧で何のストレスもなく手続きができた。

### 3 裁判所へ行かなければならない日は、都合が悪いのですが。

「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載された日時にご都合がつかない方は、同封の「質問票」に具体的なお事情を記載して裁判所へご返送ください。

裁判員に選ばれた場合には、記載された全ての日に裁判所にお越しいただくこととなりますので、1日でもご都合がつかない場合には、裁判所にご事情をお知らせください。

裁判所は、質問票に記入していただいた内容を基に辞退が認められるかの判断をさせていただきます。辞退が認められた場合には、その旨の通知をお送りします。この場合、裁判所にお越しいただく必要はありません。

質問票の提出後にご都合がつかなくなった場合には、裁判所へご連絡ください。

### 4 選任手続では、どのようなことをするのですか？

選任手続では、事件の概要などを説明した後、裁判長から改めて裁判員になることについて差し支えないかなど、いくつか質問をさせていただき、裁判員を選任する抽選を行います。

選任手続にかかる時間は、およそ**2時間程度**です。

裁判員に選ばれた方は、午前中に選任手続が行われた場合、その日の午後から裁判に参加していただく場合もございます。

なお、服装についてのきまりはありませんので、普通の服装でお越しただければ結構です。

(選任手続で使用する施設案内について、横浜地裁本庁は [こちら](#)。小田原支部は [こちら](#)。)

### 5 裁判員に選ばれなかった場合には、どうなるのですか？

裁判員に選ばれなかった方は、選任手続が終了した時点でお帰りいただけます。

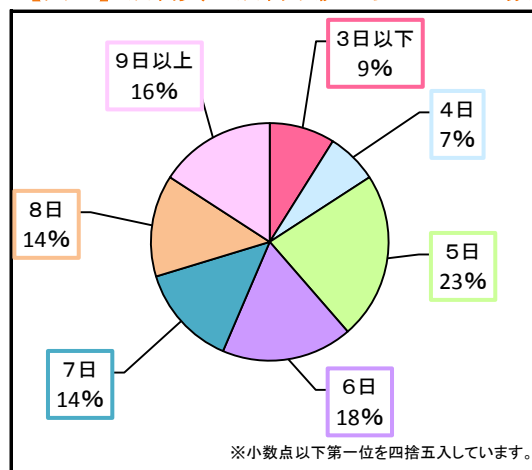
辞退が認められた方は、その年の別の事件で再び裁判員候補者に選ばれることがあります。

それ以外の方は、その年に別の事件で裁判員候補者に選ばれることはありません。

### 6 裁判員になったら、何日くらい裁判所に行かなければならないのですか？

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえませんが、横浜地裁では、【図2】のとおり、多くの事件が6日前後で終了しています。

【図2】裁判員が裁判手続に参加した日数



## 7 裁判員になったら、どんなことをするのですか？

### 1. 公判に立ち会う（審理）

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷（公判）に立ち会います。

公判では、主に、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。このほか、証拠として提出された物や書類も取り調べます。

### 2. 評議、評決を行う

証拠を全て調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定（評決）します。

### 3. 判決宣告に立ち会う

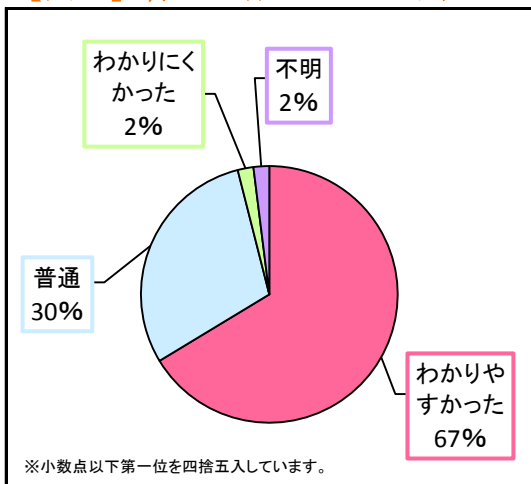
評決内容が決まると法廷で裁判長が判決を宣告し、裁判員としての仕事は終了します。

（裁判員が使用する施設案内について、横浜地裁本庁は [こちら](#)。小田原支部は [こちら](#)。）

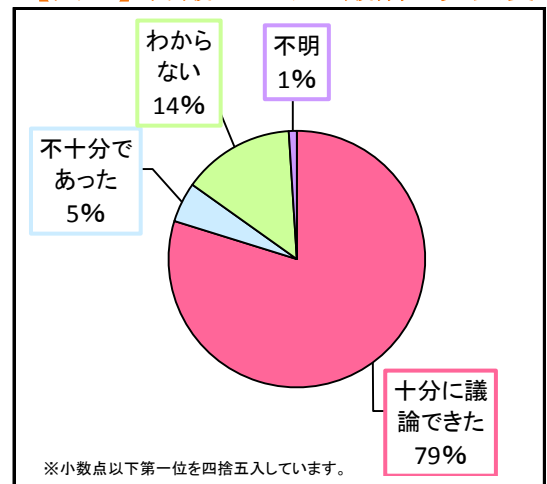
横浜地裁では、審理の内容については、67%の裁判員が「わかりやすかった。」と回答しています【図3】。

また、評議については、79%の裁判員が「十分に議論ができた。」と回答しています【図4】。

【図3】 審理内容のわかりやすさ



【図4】 評議における議論の充実度



### ■ 裁判員経験者の声 ■

○順序立てて、説明をしていただき、今何を見て考えなければならないかがとても理解できました。休憩も都度入れていただくので、思考等につまるところがほとんどなく評議もあっという間に過ぎていったので、とても有意義で満足いたしました。

○常に裁判員を気遣い、無理なく進行してくれた。分からないことも、丁寧に説明してくださり、納得のいく議論ができた。

○終始穏やかな態度で接して下さり、重圧を感じる事が少なく裁判に臨むことができた。

○細部にわたり、説明が分かりやすく、裁判員1人1人の意見を丁寧に取り上げて頂き、自由に発言が出来た。ゆったりとした時間の中で裁判官の気配りを頂き、とても良い雰囲気であった。

○こちらに法的な知識が無くても、分かりやすく十分に理解できた上で次に進めてくださる配慮をひしひしと感じ、ありがたいと思いました。

## 8 裁判をするのは責任重大で気が重いのですが。

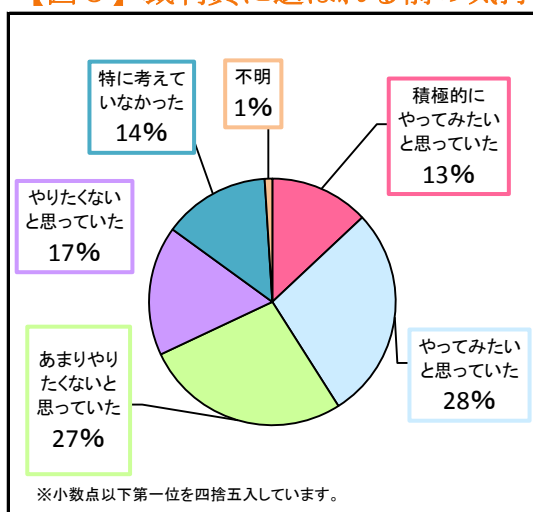
たしかに、刑事裁判は人の一生を左右するものですから、決して裁判員の責任が軽いものということではできません。

しかし、裁判員は1人だけで「裁く」のではありません。他の裁判員や裁判官とともに、いろいろな疑問や意見を出し合った上で、「一つのチーム」として、結論を出していくのです。有罪・無罪あるいは刑を決めるという判断は、安易に下せるものではありませんが、チームの全員が、真剣に議論した結果であれば、妥当な結論に至るはずです。

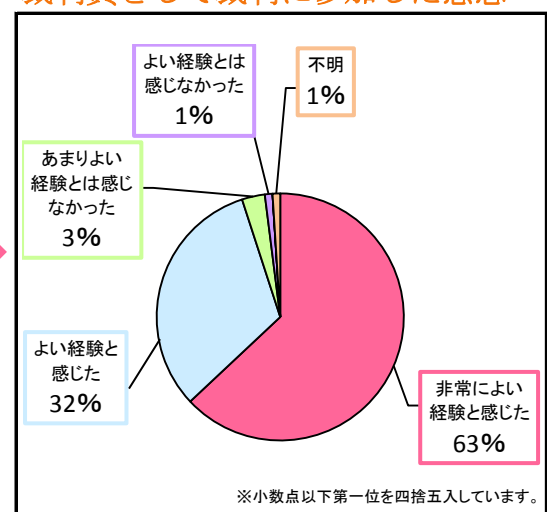
そのために裁判所は、裁判員の方々が充実した議論をしていただける環境整備に努めるとともに、不安を解消できるようにサポートしてまいります。

横浜地裁では、裁判員を経験された方のうち、裁判員に選ばれる前は、「あまりやりたくなかった。」又は「やりたくなかった。」と回答された方が合計44%に上っていましたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計95%の方が「非常によい経験と感じた。」又は「よい経験と感じた。」と回答しており、充実感をもって裁判員としての職務に従事していただいたことがうかがえます【図5】。

【図5】裁判員に選ばれる前の気持ち



裁判員として裁判に参加した感想



### ■裁判員経験者の声■

○一般の方が集まり、いろいろな考えや意見を述べ、いい社会勉強になった。法の下で生活していることを改めて実感出来た。

○裁判の参画を通じて、多少の煩わしさから、一期一会の素晴らしさに気持ちが変化する心地良い体験をさせて頂いた。

○貴重な経験であるし、様々な考え方をを持った方々と評議をしたことで、刺激を受け、良い経験になったと感じた。

○裁判員は裁判官の補佐のようなものと思っていたのですが、実際はそのようなことはなく、実際の評議でも裁判官同様に議論させていただいたのが印象的でした。

○もっと冷たい所と思っていましたが、中に入ってみると、あらゆる面に人間の温かさを感じました。又、裁判所が身近なものになったような気がしました。